

## 議事日程第4号

平成28年9月20日（火曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の審議及び採決 11件

議案第31号 平成28年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について

議案第32号 平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第33号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第34号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第35号 平成28年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について

議案第37号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 工事請負契約の締結について

議案第42号 財産の取得について

議案第43号 財産の取得について

日程第3 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 7件

総務建設産業常任委員会付託事件 4件

認定第1号 平成27年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成27年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成27年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第44号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の制定について

民生文教常任委員会付託事件 3件

認定第2号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 奥 村 雄 二	2番 安 藤 信 治
3番 伏 屋 光 幸	5番 高 山 由 行	6番 山 口 政 治
7番 安 藤 雅 子	8番 柳 生 千 明	9番 山 田 儀 雄
10番 加 藤 保 郎	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 寺 本 公 行
教 育 長 高 木 俊 朗	総 務 部 長 加 藤 暢 彦
民 生 部 長 山 田 徹	建 設 部 長 伊 左 次 一 郎
企 画 調 整 担 当 参 事 森 島 嘉 人	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 田 中 秀 典
総 務 防 災 課 長 須 田 和 男	企 画 課 長 小 木 曾 昌 文
環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち づ くり 課 長 可 児 英 治	亜 炭 鉱 廃 坑 対 策 室 長 鍵 谷 和 宏
税 務 課 長 若 尾 要 司	住 民 環 境 課 長 若 尾 宗 久
保 険 長 寿 課 長 高 木 雅 春	福 祉 課 長 佐 久 間 英 明
農 林 課 長 石 原 昭 治	上 下 水 道 課 長 大 鋸 敏 男
建 設 課 長 筒 井 幹 次	会 計 管 理 者 水 野 嘉 博
生 涯 学 習 課 長 亀 井 孝 年	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 各 務 元 規	議 会 事 務 局 書 記 金 子 文 仁
----------------	--------------------------

### 開議の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

ケーブルテレビ可児より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可します。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく  
お願いいたします。

---

### 会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 山田儀雄君、10番 加藤保郎君の2名を指名します。

---

### 議案の審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第2、議案の審議及び採決を行います。

議案第31号 平成28年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

13ページ、児童運営費ですけれども、カメラを設置ということですが、この設置目的と、それから今後の設置計画について教えてください。

議長（大沢まり子君）

福祉課長 佐久間英明君。

福祉課長（佐久間英明君）

ただいまの岡本議員の御質問にお答えいたします。

設置目的でございますが、昨今の保育園における事故というか、うつ伏せ寝などによる乳幼児、特に乳幼児に多い事故などに対応するために、今回、国のほうで補助制度がありまして、

それに乗っかる形で今回御嵩保育園に設置するという、そんなような目的であります。

保育園の安全確保のためのカメラの設置につきましては、今後も、例えば有利な財源等があれば当然そういうことに乗っかりながら、あとは需要、特に乳幼児関係の需要等調査しながら、できることならば広げていきたいと思っておりますが、また財源等の兼ね合いがありますので、そういうことも含めて今後も順次検討していきたいと思っております。以上です。

**議長（大沢まり子君）**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号 平成28年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（大沢まり子君）**

続きまして、議案第32号 平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号 平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（大沢まり子君）

続きまして、議案第33号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（大沢まり子君）

続きまして、議案第34号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（大沢まり子君）

続きまして、議案第35号 平成28年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 高山由行君。

#### 5番（高山由行君）

1点だけ、少しお伺いします。

2ページのほうの歳入歳出予算補正のところで、繰越金の額の確定により、408万4,000円歳入で減額するということです。額が4分の1減になったということで、少し入りのほうが甘かったかなあとは思いますが、9月の今の時点で予備費をゼロにするというのは、この後の予算執行で何か困るような、私は素人考えでは感覚としておりますけど、ゼロでいくという数字でよろしかったですか。

#### 議長（大沢まり子君）

上下水道課長 大鋸敏男君。

#### 上下水道課長（大鋸敏男君）

それでは、高山議員の御質問にお答えさせていただきます。

当初予算1,600万円の繰越金を見込んでおりましたけれども、27年度の残った残額が見込み

よりも少なかったということで、400万円ほど繰越金を減額させていただきましたということで、予備費のほうからその分を調達させていただいたというような形になっておりますけれども、まさに予備費というものをこれに使ったということで、ほかの科目を極力なぶるのを少なくするというので、予備費を減らさせていただきました。

それで、まだ足らなかったところを、旅費と負担金等で賄わせていただいたというところでございますけれども、今年度の今後の予算執行につきましては、今組んでございます予算の範囲内でおさまるように、予算管理をしっかりして、工事等もできる限り精査しながら増額ということのないように、予算の範囲内で執行できるようにやっていきたいと思っておりますので、一応予算の範囲内で工事等は入札してございますので、設計等も組んでございますので、その中で執行させていただくということで御理解をいただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**議長（大沢まり子君）**

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

10番 加藤保郎君。

**10番（加藤保郎君）**

私が質問しようとしておったら高山議員が質問してしまいましたので、ちょっと関連ですが、ちょっとつけ加えて質問だけさせていただきます。

27年度も1,600万円の繰越金を見込んでの予算を立てて、昨年度は1,200万円ほどの繰越金が出てきたから、二千数百万円での運営ということで、この決算書ができております、27年度は。

28年度も同じ1,600万円というようなことですが、ここで400万円の減額が生じた。たまたま職員の異動において研修を受ける職員が、資格取得をしておいた職員が配属されたということで、たまたまその金額が減額でき、同じく予備費で減額して、これでゼロになったということなんですが、今後の運営、先ほど予算の範囲内でやるというふうに言われましたが、昨今、異常気象が叫ばれる中、今後想定外の事件・事故等が起きた場合において、どのように今後の対応をされるのかという点。

それから繰越金。前年度も1,600万円、今年度も1,600万円、こういうふうに見るわけですが、そこら辺の算定方法等について、もう一度、一考すべきではないかというふうに私は考えるわけですが、そこら辺についてどういう感想をお持ちか、今後の運営について、もう一度お聞きしたい。

例えば想定外というと、下水道ですと、やっぱり管路の中にガスが発生するわけですね。いろいろあると思うんですが、そういうものに対する想定外の事故・事件等が起きた場合の対

応等についても、一言よろしく申し上げます。

**議長（大沢まり子君）**

上下水道課長 大鋸敏男君。

**上下水道課長（大鋸敏男君）**

それでは加藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

非常事態に対して、今後どのようにするかということでございますけれども、まず繰越金の予算の立て方でございますけれども、今まで、昨年度まで工事の入札等を行った場合に、差金が結構出ておりましたわけですが、今年度以降、設計金額で予定が組んでおまして、入札差金のほうが余り出てこない状況になってきました。ということで、その影響があつてかどうかはまだはっきりしておるわけではないですが、少なくとも差金が少なくなっておりますので、繰越額が減ってきているというところで、来年度予算につきましては、その辺をシビアに見て予算を立てなければならぬかなというふうに思っております。

それと、今後の緊急事態に対してのということでございますけど、それにつきましても当然予算がなければ執行できないということでございますので、修繕費等を当て込んでやっていきたいと思っております。

それについても、予算の範囲内で執行できるように、鋭意努力していくつもりでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**議長（大沢まり子君）**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号 平成28年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

議長（大沢まり子君）

議案第37号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

議長（大沢まり子君）

議案第38号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（大沢まり子君）**

議案第39号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（大沢まり子君）**

議案第40号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

2番 安藤信治君。

**2番（安藤信治君）**

この工事契約そのものの質問じゃありませんけど、これに関係して。

この議案は大庭台の既設下水道管の内面被覆工事の契約ですが、大庭台の下水道は、従来までコミプラ、コミュニティ・プラントの管渠をそのまま利用して公共下水道に接続して、新たな管渠の布設工事なしで比較的簡単にできる、供用ができるということで私は理解していたんですけど、この請負契約は管渠のふぐあいの修繕・内面被覆ということで、大庭台の供用が私、供用開始がいつかちょっと定かではありませんけど、それ以後、そういった管渠の修繕工事みたいなことにどのぐらいの費用を今まで費やしてきたかということと、これから同様な工事が必要になるかお聞きしたいという点と。

将来、南山のコミプラも下水道の区域に入っておるわけですけど、これを廃止して、既設の管をそのまま利用していくような格好で供用するときがいずれ来ると思います。大庭台がどういう経緯で接続されたかという、ちょっと私はわかりませんが、ただ単に普及率ですとか水洗化率、まあ水洗化率はちょっと別の問題かもしれませんが、上げるためだけですね。何の調査もなくとかということであ易に接続すると、また大庭台と同じような結果を招くと、後で補修工事なんかがたくさん出てくるような状況が出てくるんじゃないかということをお心配しておるわけです。

今後は、団地のコミプラなんかを接続するときに、公共下水道として供用するわけですが、その接続する場合に、今後は団地が接続する場合に、何かこう方針なり特別な考え方等がございましたら、ちょっとこの件に関連してお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

#### 議長（大沢まり子君）

上下水道課長 大鋸敏男君。

#### 上下水道課長（大鋸敏男君）

それでは、安藤信治議員の御質問にお答えしたいと思います。

大庭台団地につきましては、昭和50年に宅地造成されまして、分譲を開始しております。その当時は団地全体の集中浄化槽、先ほど言われたコミュニティ・プラントですけれども、集中浄化槽におきまして汚水を処理しておりました。その後、平成9年に大庭台自治会のほうから、公共下水道に接続したい旨申し出がありまして、平成17年度に既設管渠をそのまま利用して公共下水道に接続いたしました。

汚水管が敷設されてから、現在既にもう40年以上経過しているわけですけれども、接続した時点から不明水が大量に流入しているということがわかりまして、平成23年度に管渠調査を行いましたところ、管渠の老朽化が進んでいる順に、緊急度1が740メートル、緊急度2が2,675メートル、緊急度3が1,939メートルとの判定が出ましたので、平成25年度から国の補助を受

けまして、緊急度1と緊急度2について管渠更正を行ってきておりまして、今年度が第6期工事というもので、発注するものでございます。

平成25年度から今回の工事までに、3億2,100万円ほどかかっております。その内訳としましては、国の補助金が1億900万円ほど、起債が1億9,600万円ほど、その他受益者負担金等で1,600万円ほどとなっております。この事業、以前にも管渠改修等で1億3,300万円ほどを支出しておりますので、総額としまして4億5,400万円ほど支出しておるということになります。

大庭台については、今年度が最終の工事となります。なお、この管渠更正を行った効果でございますけれども、平成23年度の下水道の有収率が60.2%でございましたけれども、平成27年度には69.7%、今年度の7月までの4カ月の平均では76.1%まで回復しておりまして、金額としましては、各務原浄化センターへの負担金が平成23年度と比較しまして、平成27年度までの累計で4,200万円ほど減少しております。

それから、平成28年度以降につきましての推定ですが、平成23年度比で毎年2,500万円ほど減少するものと見込んでおります。これによりまして、非常に効果があったものと考えております。

今後の南山台東自治会の公共下水道の接続についてですが、昨年度管渠調査をいたしまして、改修が必要な管渠が78.3%という結果が出ましたので、管渠更正を行うのではなく、新たに管路を入れるということとしまして、今年度設計を行っているところでございます。

今後の他の団地、住宅団地等から接続の要望がございました場合には、その都度管渠の調査をいたし判断していくということで考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上で、安藤議員からの質問の答弁とさせていただきます。

#### 議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号 工事請負契約の締結について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

議長（大沢まり子君）

議案第42号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 加藤保郎君。

10番（加藤保郎君）

この財産の取得につきましては、前回も工期等の関係、また議案等の提出時期等の関係について質問させていただきました。

今回、質問をさせていただくのは物品購入であります。情報セキュリティ強化対策、次の議案の43号も同じくなんです。入札月日が7月19日、7月22日に仮契約を締結し、1カ月を経過して議案の提出をされております。約40日。それで、提出されてからきょうまで、1日に提出ですので20日かかって、議会で議決するまで60日という長い、2カ月もかかっての契約の案件であります。

特にこういう物品購入というのは、ましてやパソコン等については日々更新がなされるような状況の中で、当初の機器を購入し、2カ月間もこの議案として提出後、本契約がなされるまでかかっておるわけですが、そのような状況が本当にいいのか。議会議員としてここに12名がおるわけですが、60日もかけて、この1つの議案を審議するまでの日数をかけて行っておっていいのかという素朴な疑問が私には、前回の関係に工事請負が1件あったわけですが、そちらの関係についても質問したように残っております。

極端なことを言いますと、60日かけてきょう、例えば否決となった場合に、この契約業者がどうなるか、どのような問題が発生するのかという点もあるわけですが、基本的に、もう少しスピーディーな契約事務が処理できないかということで、副町長に質問をさせていただきます。

きょうの中日新聞の「中日春秋」にありましたように、認知症とかギャグで取り上げられるような回答でないように、しっかりと答弁をよろしくお願ひしたいと思っております。また、議員としましては、臨時議会をいつでも開催していただいて、議決するような格好も、私としては考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（大沢まり子君）

副町長 寺本公行君。

**副町長（寺本公行君）**

それでは、質問に答えさせていただきます。

申しわけございません。けさの中日春秋を読んでおりませんので、それに関してはちょっと省かせていただきます。

確かに御指摘のように、仮契約を結んだのが7月29日、きょうは9月20日ということで約2カ月近くたっていると、こんなに遅くしなくてもいいのではないのか、それとも、もっと臨時議会等開いて、早く本契約を結ぶべきでないかという御指摘だということでございます。

まずこの契約につきましては、マイナンバー制度の導入に向けてソフトウェア等の連携が求められる事態でございます。昨今、年金機構の情報流出といった事件がございました。これを受けまして、総務省からは抜本的なセキュリティ対策を各市町村はしっかりとるようというところで、通達を受けておる状況でございます。

そういった中で、情報セキュリティの強化対策機器の導入ということですので、通常の商品と違って、通常の商品であれば買ってこれば、備えつければ即使えるという代物でございますけれども、御存じのとおりこれはパソコン、インターネット関係でございますので、実際に取りつけてからとまることであっては当然ならないし、ふぐあいがあったら、これは住民サービスに直結いたしますので、取りつけた段階で確実な状態にしておく必要があるということでございます。

そういった中で、まず事務方、担当者といましては、仮契約を行った上で、受注業者を早く決定した中で、事前行為という形で今回導入する機器の動作環境、さらには保護対策が万全かどうかというチェックを念入りに行いたいということで、そういった意味合いから今回の仮契約、7月22日締結ということでございます。2カ月たっておりますけれども、きょう採決していただければ、納期までには十分間に合うようになっております。

さらに、若干加藤議員の言われたように、私もちょっと2カ月は長いかなと思いますけれども、担当としましては不備のないように、漏れのないように、いわゆるこのパソコンの購入、セキュリティ機器についても、想定外をなくす必要がありますので、慎重な上にも慎重な導入を図っていくという思いが強いので、そういった意味も含めまして御理解いただければと思います。

なお、加藤議員からも提案ありましたように、臨時議会等開いていただけるというありがたい言葉もありましたので、スピーディーな契約・納入等には今後も努めてまいり所存でございます。

最後に1つ、次の議案第43号につきましても、同じような経緯で2カ月近くたっているとい

うことでございますので、よろしく御理解を願ひまして、お願いいたします。以上です。

[挙手する者あり]

**議長（大沢まり子君）**

10番 加藤保郎君。

**10番（加藤保郎君）**

答弁漏れ1点。

今回、この2カ月たった後に、きょう、そんなことはないと思いますが、例えば否決した場合に、その事前行為とか、チェック機能をというような格好で業者らに対する指導とかいうような話がちらっと出ましたが、否決した場合はどういうふうになりますか。どんな問題が生じますか。

**議長（大沢まり子君）**

副町長 寺本公行君。

**副町長（寺本公行君）**

これも想定外ということで考えていく必要があるかと思ひますけれども、否決されたら、当然それまでに打ち合わせしたもの、予定の受注業者との打ち合わせ等、何らかの補償なり補填が求められる可能性は排除し切れなひと思ひております。

当然、こちらのほうに出向ひて現場でやっけていただひておりますので、日当というんですか、そういう費用がかかっけておりますので、そういう補償は避けられなひと思ひますけれども、ただ受注業者を見ていただきますと、今までにもつき合ひがある業者ということでござひますので、そこは話し合ひでまたあるかと思ひますけれども、我々としましては、まずは否決されなひようによろしく御審議していただひて、採決のほうをお願いするという立場でござひますので、苦しい答弁でござひますけれども、よろしくお願いいたします。

**議長（大沢まり子君）**

ほかに質疑ござひませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号 財産の取得について、採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（大沢まり子君）

議案第43号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号 財産の取得について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

#### 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

#### 議長（大沢まり子君）

日程第3、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました認定第1号から第6号までと議案第44号の7件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

ただいま議題としました7件について、議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、それぞれの常任委員会委員長より報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

最初に、総務建設産業常任委員会に付託しました認定第1号 平成27年度御嵩町一般会計歳

入歳出決算認定について、認定第5号 平成27年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成27年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第44号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の制定について、以上4件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

#### **総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）**

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告を行います。

第3回定例会の9月7日において、本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告いたします。

記1. 審査実施日、平成28年9月15日木曜日。

2. 審査事件名、認定第1号 平成27年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成27年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成27年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第44号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の制定について。

3. 審査の経過、決算の審査に当たっては、関係職員に説明を求め、決算書及び決算に関する説明書、主要な施策の成果を説明する書類、あるいは監査委員の意見書などを参考に、議決した予算が効率的に執行されたかどうか、また予算の目的どおり適正になされたか、その成果が達成されたかなどを主眼に審査しました。

認定第1号の審査では、民生文教常任委員会所管部分については民生文教常任委員会委員長からの審査報告書を受け、当委員会にて審査しました。

4. 審査の結果、認定第1号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第5号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第6号については、全員の賛成により可決及び認定すべきものと決定した。議案第44号については、全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。以上であります。

#### **議長（大沢まり子君）**

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

---

#### **議長（大沢まり子君）**

認定第1号 平成27年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号 平成27年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

---

#### 議長（大沢まり子君）

認定第5号 平成27年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第5号 平成27年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

---

議長（大沢まり子君）

認定第6号 平成27年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第6号 平成27年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決及び認定すべきものであります。

本案を原案のとおり可決及び認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第6号は原案のとおり可決及び認定されました。

---

議長（大沢まり子君）

議案第44号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（大沢まり子君）

続きまして、民生文教常任委員会に付託しました認定第2号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 岡本隆子さん。

#### 民生文教常任委員会委員長（岡本隆子君）

民生文教常任委員会付託事件審査報告書。

第3回定例会の9月7日において、本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

記1. 審査実施日、平成28年9月13日。

2. 審査事件名、認定第2号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

3. 審査の経過、決算の審査に当たっては、関係職員に説明を求め、決算書及び決算に関する説明書、主要な施策の成果を説明する書類、あるいは監査委員の意見書などを参考に、議決した予算が効率的に執行されたかどうか、また予算の目的どおり適正になされたか、その成果が達成されたかなどを主眼に審査いたしました。

4. 審査の結果、認定第2号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第3号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第4号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。以上です。

#### 議長（大沢まり子君）

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

---

議長（大沢まり子君）

認定第2号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第2号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

---

議長（大沢まり子君）

認定第3号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第3号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

---

#### 議長（大沢まり子君）

認定第4号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第4号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

---

#### 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

#### 議長（大沢まり子君）

日程第4、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

**議長（大沢まり子君）**

以上で本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

ただいまは上程させていただきました議案、全て議了していただきました。全会一致の賛成、全てをいただきました。本当にありがとうございます。

いよいよ秋の陣ということで、1年間の後半に入っているわけでありますけれども、まだまだことしがどういう年になるかは全てが見えているわけではありません。

昨日、議員の皆さんには敬老会のほうに出席していただき、高齢者の皆様と時間をともにしていただきました。御苦労さまでございました。

この御嵩町の後半、28年度の半年間というのは本当に大変な半年になるかと思います。

通常でも、この10月からはいろんなイベントもございますし、議会活動のほうも、東京のほうへ行っていただいたり、いろんな計画をされますので、大変ハードな正月前を迎えられるということになるわけでありますけれども、それに加えて庁舎の位置をどうしていくのか、議員の皆さんにもお願いして、12月までに決めてほしいということをお願いしている関係で、大変密度の濃い議論をしていただけるとお伺いしております。

先日、9月11日の中日新聞の「革新」という部分で、大体私は目を通すんですけど、見開き、ほかの記事を読みますと、何か真ん中辺に自分の名前が出ているなという、浮いたような形でちらちら見えるものですから、何だったんだろうと改めてその部分を読みました。6月に私が発言した、庁舎についての新築をするというくだりを使ってありました。最終のまとめとしては、これまでの防災について住民に聞こえのいい防災を優先してきたと、これからの優先順位は本気の優先順位をつけるべきだという、名大の先生の専門家の言葉が添えてありました。私が考えたとおりのアドバイスだなということを感じました。

それやこれやで、議員の皆さんにも、本当にある意味前向きに考えていただければ、50年に1度の大事業であると。そこにかかわれる、かかわることができるということはある意味の幸せでもあります。多分、今度新築をすれば、40年後ぐらいからゆっくり次の世代が議論を始めればよいという状況にしておけるといのが、私は、今の我々としては最高の立場で、最高の

仕事に取り組むことができると、大変名誉に思っております。

40年後といえば、ここにおる者は誰もいなくなるというような気がするんですけど、それでも歴史というのはつながっていくものですので、あの当時こうしておいてくれてよかったなと言っただけのような結論を出したい、そのように思っております。

亜炭廃坑の部分もありますけれど、いろんなことを取り組みながら、皆さんとともに御嵩町をよりよい、少しでもいい町にしていくという思いは、多分共通したものがあると思いますので、今後とも皆さんには御協力いただきまして、御嵩町のために一生懸命、一緒に働いてまいりたいと、このように思っております。

長丁場となりましたけれども、9月のこの定例会の終了に当たりまして、皆さんにお礼の言葉とさせていただきます。大変ありがとうございました。御苦労さまでございました。

---

### 閉会の宣告

議長（大沢まり子君）

これもちまして、平成28年御嵩町議会第3回定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時01分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員